

編入学生の単位認定基準

昭和63年12月19日教授会決定
 改定 平成5年7月19日連合教授会決定
 平成7年9月25日連合教授会決定
 平成7年12月18日連合教授会決定
 平成8年4月1日連合教授会決定
 平成10年6月22日連合教授会決定
 平成12年12月18日連合教授会決定
 平成14年6月17日連合教授会決定
 平成15年9月22日連合教授会決定
 平成16年11月15日連合教授会決定
 平成20年1月28日連合教授会決定
 平成20年4月21日連合教授会決定
 平成20年11月17日連合教授会決定
 平成24年1月30日連合教授会決定
 2016（平成28）年4月1日
 2019（平成31）年4月1日

- 1 編入学生の単位認定は、この基準に定めるところにより実施する。
- 2 基礎教育科目必修区分は一括認定する。ただし、出身短期大学等において必修区分の各区分について相当単位が修得されていない場合については不足単位を本学で修得することとする。
- 3 基礎教育科目選択区分は、当該学科における卒業必要単位数を一括認定する。
 なお、社会人編入学試験で入学した場合は、履修規程に定める履修科目の特例により充当することができる科目の単位数を、卒業必要単位数に加え、一括認定する。
- 4 必修科目に属する科目は、出身短期大学等の学科等が本学に入学する学部学科と同領域で、かつ科目の内容が本学の開設科目と合致する場合に限り個別認定する場合がある。
 選択科目に属する科目は、認定単位数の上限から、当該学科における基礎教育科目の卒業必要単位数を差し引いた単位数を一括認定する。この場合、出身短期大学等の学科等が本学に入学する学部学科と同領域の場合に限る。ただし、出身短期大学等が異なる学域であっても、14単位を上限に個別単位認定する場合がある。
 なお、認定は基礎教育・学科科目等の単位認定を合算し62単位を超えないものとする。
- 5 教職に関する科目は、課程認定を受けている4年制大学及び短期大学で修得した科目の単位のみを、上記に規定する認定単位数の上限を超えて個別科目認定する場合がある。
 教科に関する科目は、4年制大学及び短期大学で課程認定を受けている「教科」に該当する科目の単位のみを、上記に規定する認定単位数の上限を超えて個別科目認定の対象とする場合がある。
- 6 資格所要科目の認定については、上記一括62単位に含んでいる場合は、本学と同一科目名称及び同一単位数の場合、個別科目認定を行う場合がある。
- 7 過年度において、本学で履修（科目等履修を含む。）して修得した科目の単位は、上記に規定する認定単位数の上限を超えて認定する場合がある。
- 8 図書館司書資格課程科目は、同課程固有科目の単位を、上記に規定する認定単位数の上限を

超えて認定する場合がある。ただし、当該科目は、図書館司書資格課程科目を設置している短期大学等で修得した科目を対象とする。

- 9 博物館学芸員資格課程科目は、同課程固有科目の単位を、上記に規定する認定単位数の上限を超えて認定する場合がある。ただし、当該科目は、博物館学芸員資格課程科目を設置している短期大学等で修得した科目を対象とする。
- 10 社会福祉士受験資格課程科目は、同課程固有科目の単位を、上記に規定する認定単位数の上限を超えて認定する場合がある。ただし、当該科目は、社会福祉系の社会福祉士指定科目又は基礎科目を設定している専修学校、短期大学又は4年制大学等で修得した科目を対象とする。
- 11 精神保健福祉士受験資格課程科目は、同課程固有科目の単位を、上記に規定する認定単位数の上限を超えて認定する場合がある。ただし、当該科目は、社会福祉系の精神保健福祉士指定科目又は基礎科目を設定している専修学校、短期大学又は4年制大学等で修得した科目を対象とする。
- 12 一括認定が困難な場合は、出身短期大学等と本学とにおいて同一単位数であっても科目名称が異なる場合は、系列認定とする場合がある。
- 13 4年制大学及び短期大学を卒業していない者については上記規定にかかわらず、個別に審査し認定する。
- 14 前項13の規定にかかわらず、専修学校の専門課程修了者には、本基準を適用する。ただし、5、6、8の各項は適用しない。

また、2、3、4の総一括認定単位数の上限は下記による。

 - (1) 出身校総修得時間数 1700ないし1729時間の者は56単位
 - (2) 出身校総修得時間数 1730ないし1759時間の者は57単位
 - (3) 出身校総修得時間数 1760以上の者は58単位
- 15 本基準は、平成元年4月1日より実施する。

本基準は、平成6年4月1日より実施する。

本基準は、平成8年4月1日より実施する。

本基準は、平成10年4月1日より実施する。

本基準は、平成11年4月1日より実施する。

本基準は、平成13年4月1日より実施する。

本基準は、平成15年4月1日より実施する。

本基準は、平成16年4月1日より実施する。

本基準は、平成17年4月1日より実施する。

本基準は、平成20年4月1日より実施する。

本基準は、平成21年4月1日より実施する。

本基準は、平成24年4月1日より実施する。

本基準は、2016（平成28）年4月1日より実施する。

本基準は、2019（平成31）年4月1日より実施する。